

「親どうしが別れても 親子が親子であるために」

# 民法を変えよう！

## 共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会 発足集会

離婚や別居をきっかけに、多くの親子が生き別れています。

民法では、離婚・未婚時に親権をどちらかの親にする制度上の制約（単独親権制度）があります。

裁判所では子どもを確保できなかったほうから親権を奪います。

親権のない親と子どもとの関係は法律上保障されていません。

親権取得を目的に子の連れ去りが横行している現実もあります。

こういった親子の生き別れを生み出す現状の法制度に対して

引き続き子育てにかかわりたいという、「権利ばかり言って」とかえって子どもと引き離されます。

制度の上で親権がないだけなのに、親権がないことで人権がない。

国が単独親権制度を温存させてきたが故に生じ続けている事件です。

親には子どもに対する責任とともに固有の権利があります。

子どもにとって離婚とは家が二つになることです。

国がそのことに目をつむり、単独親権をこれ以上存続させることは許されません。

法改正では子どもとの時間は取り戻せません。

でも私たちは失われた子どもとの時間に対する償いを国に求めます。

訴訟を通じて社会を変え、親子が親子のままでいられるようにしましょう。

日時 2019年7月25日（木）

開場 13:30、開会 14:00～16:00

\*予約不要。入り口でスタッフから通行証を受け取り下さい。

場所 衆議院第2議員会館第4会議室

(〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-1-2)

\*地下鉄 国会議事堂前駅、永田町駅下車

内容 弁護士から 古賀礼子さん（弁護士、稲坂将成法律事務所）

原告から 宗像 充、染木辰夫、竹内英治、小畑ちさほ、渡辺孝雄 他

主催 **共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会**

TEL 0265-39-2116 メール [contact@kyodosinken.com](mailto:contact@kyodosinken.com)

\*最新情報はネットで「共同親権ニュースドットコム」を検索

